

【レンタカー貸渡契約】

(貸渡契約締結の拒絶)

第1 当社は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- ① 暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると当社が認めるとき。
- ② 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- ③ 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者とが異なるとき。
- ④ 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。以下同じ。）において、レンタカーを転貸し、又は法令若しくは公序良俗に違反してレンタカーを使用したことがあったとき。
- ⑤ 過去の貸渡しにおいて、借受人が貸渡期間満了のときから●時間を経過しても返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないことがあったとき。
- ⑥ 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があったとき。

(貸渡契約の解除)

第2 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が受領した貸渡料金を返納しないものとします。

- ① この約款に違反したとき。
- ② 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
- ③ 前条各号に該当することとなったとき。

※ このモデル案は、大阪府暴力団排除条例の排除対象として規定する暴力団、暴力団員に加え、「企業が反社会的勢力による被害を防止する被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）」に基づき、広く暴力団等反社会的勢力を排除対象として作成してまいります。